

大口町告示第28号

大口町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成15年大口町告示第95号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「100万円」を「115万円」に改める。

「2 地名地番

2 変更後の交付決定額 金 円

様式第4中 3 変更承認（却下）の内容 を

4 その他 ）」

「2 地名地番

3 変更後の交付決定額 金 円 に改める。

4 変更承認（却下）の内容

5 その他 ）」

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

大口町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新		旧	
別表第 2 (第 5 条関係)		別表第 2 (第 5 条関係)	
補助対象経費	大口町木造住宅耐震改修費補助金要綱第 4 条に規定する工事に要する経費	補助対象経費	大口町木造住宅耐震改修費補助金要綱第 4 条に規定する工事に要する経費
耐震改修工事に対する助成額	次に掲げる額の合計額 (1) 耐震補強工事費 (耐震改修に附帯する工事を含む) 及び改修設計費を合算した額とし、 <u>115万円</u> 又は耐震補強工事費の 80% のうち少ない額を限度とする。 (2) 租税特別措置法第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額	耐震改修工事に対する助成額	次に掲げる額の合計額 (1) 耐震補強工事費 (耐震改修に附帯する工事を含む) 及び改修設計費を合算した額とし、 <u>100万円</u> 又は耐震補強工事費の 80% のうち少ない額を限度とする。 (2) 租税特別措置法第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額
略	略	略	略
様式第 4 (第 7 条関係) 【別記】		様式第 4 (第 7 条関係) 【別記】	

(新)

様式第4 (第7条関係)

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

大口町木造住宅耐震改修費補助金変更承認(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありました大口町木造住宅耐震改修費補助については、下記のとおり変更を承認(却下)したので通知します。

記

- 1 工事の名称
- 2 地名地番
- 3 変更後の交付決定額 金 円
- 4 変更承認(却下)の内容
- 5 その他

(旧)

様式第4 (第7条関係)

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

大口町木造住宅耐震改修費補助金変更承認（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました大口町木造住宅耐震改修費補助については、下記のとおり変更を承認（却下）したので通知します。

記

1 工事の名称

2 地名地番

2 変更後の交付決定額 金 円

3 変更承認（却下）の内容

4 その他